

令和7年度共同募金配分金受配申請書（NPO法人福祉施設等施設・設備整備費） 提出要領

1 配分金の交付基準について

「共同募金配分金交付基準（NPO法人福祉施設等施設・設備整備費）」をご参照ください。
ただし、「社会福祉法人愛知県共同募金会配分規程」に規定している事項を満たしていることとします。

2 提出書類、提出先について

様式「令和7年度共同募金配分金受配申請書（NPO法人福祉施設等施設・設備整備費）」を作成し、「添付書類一覧」（共同募金配分金受配申請書の4枚目）に記載の関係書類を添付の上、愛知県共同募金会あてご提出ください。（郵送可）

○留意事項

- (1) 関係書類は「添付書類一覧」の「留意事項」の記載事項に沿って作成してください。
- (2) 車両の整備の場合は、車両に「共同募金配分車両」であることを表示していただきます。表示（プリント）については、「5共同募金配分車両の表示の例」をご参照ください。なお、表示（プリント）に係る費用は、本申請に含めてください。
- (3) 同一法人内で複数の施設から申請をする場合は、優先順位をつけてください。

3 受付期間

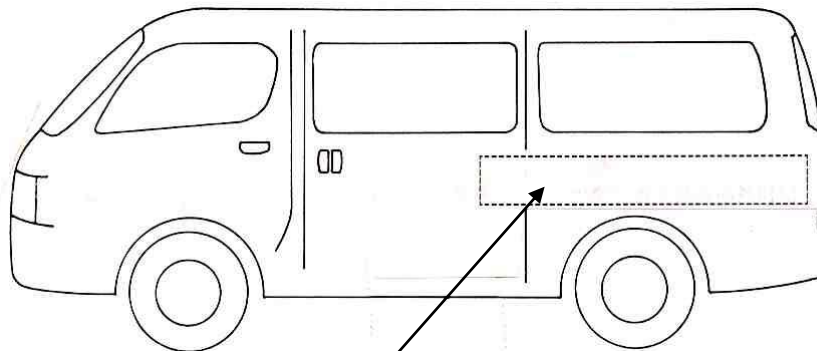
令和6年4月1日～令和6年5月17日[必着]

4 注意事項

- ① 共同募金は、県民の皆様から寄せられた尊い浄財です。申請にあたっては、「共同募金配分金交付基準」をご参照いただき、適切な内容でご申請ください。
- ② 当申請の事業は、配分決定通知書交付後に実施するものです。配分決定通知書受理前に事業に着手（契約、購入等）した場合は、配分決定を取り消します。配分の決定は令和7年4月の予定です。「申請から決定及び精算までの流れ」をご参照ください。
- ③ 必要に応じて調査（監査）を行います。また、不正の事実等があった場合には、配分の決定の取り消し、または配分金を返還いただきます。
- ④ 配分が決定した場合、入札または複数業者の見積合わせの実施後、請負業者の選定、契約を行っていただくこととなります。
- ⑤ 配分が決定した場合、所定年度内に自己資金分を含め業者への支払いが完了するものであることとします。
- ⑥ 愛知県共同募金会へ提出した受配申請書の控えは、最低6年間保管してください。
- ⑦ 他の助成団体への同一施設、同一内容の重複申請はご遠慮ください。

- ⑧ 財源が大幅に減り、厳しい状況となっています。要望にお応えできない場合（減額、不採択）がありますので予めご了承ください。
- ⑨ やむをえず、受配申請を取り下げの場合には、速やかに愛知県共同募金会へご連絡ください。

5 共同募金配分車両の表示の例



注) 天地最低 5 cm以上の文字を使用して、ボディの両側面に記入
「赤い羽根共同募金配分車両」は赤色、字体は特に指定なし

○次の①～③の施設等は、次のとおり表示してください。

- ①障害者総合支援法でいう「就労移行支援」、「就労継続支援」、「地域活動支援センター」
- ②保育所
- ③日常の防災・減災や災害時の被災者支援の活動を行う施設等



注) 天地最低 5 cm以上の文字を使用して、ボディの両側面に記入
「連合愛知助け合い運動」は青色
「赤い羽根共同募金配分車両」は赤色、字体は特に指定なし

6 受配申請書の提出先、問合せ先

社会福祉法人愛知県共同募金会

〒461-0011

名古屋市東区白壁一丁目50番地 愛知県社会福祉会館 3階

TEL 052-212-5528 FAX 052-212-5529